

宇城市入札参加資格審査申請システム構築及び運用業務委託 提案書評価基準

(概要)

第1条 提案者の提案について、本提案書評価基準により評価する。

(評価方法)

第2条 評価方法については次のとおりとする。

(1) 評価者

宇城市入札参加資格審査申請システム構築及び運用業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置し、各委員が各提案についてそれぞれ評価を行う。

(2) 提案

提案者からの提案内容を、プレゼンテーションを通じ次の基準により評価する。
なお、提案の評価は提案者から提出された提案書をもとに、プレゼンテーションを通じて評価を行うこととする。提案の採点方法は、プロポーザル実施要項第5条の記載について、提案書の構成それぞれに割り当てられた配点に評価採点表の重点係数を乗じて採点結果とする。

ア 評価基準

参加者について絶対評価により評価を行う。

項目の評価	評価点
特に優れており、極めて満足できる	5
十分に考慮され、優れている	4
考慮されており、ほぼ満足できる	3
考慮されているが、不足がある	2
ほとんど考慮されておらず、極めて不足である	1
全く考慮されておらず、記載がない	0

イ 委託料

提案者の構築業務委託料及び運用業務委託料それぞれの委託料割合について、次のとおり得点化を行う。

提案者中のそれぞれの委託料割合が最低となった提案に対し、5点を評価点とする。
他の提案者については、次の数式で算出した点数を評価点とする。
委託料割合を税込みで算定し、小数点以下を切り捨てて得た点数を評価点とする。
【提案価格評価点の計算式】配点5×最低の委託料(税込)／提案委託料(税込)

ウ 業務実績

提案者のシステム導入業務実績について、次のとおり得点化を行う。

提案者中の導入実績が最多となった提案に対し、5点を評価点とする。
他の提案者については、次の数式で算出した点数を評価点とする。
小数点以下を切り捨てて得た点数を評価点とする。
【提案価格評価点の計算式】配点5×提案者の導入実績／最多の導入実績

(評価項目)

第3条 次のとおり、評価項目を設定する。

審査項目	評価項目	評価の視点	評価基準
業務実施体制	経営力	履行保証 契約不適合責任 遵法制	資本金、自己資本比率、賠償責任保険 加入の有無
	事故及び 不誠実な対応	事故の有無 不誠実な行為の有無	過去の行政処分、法の遵守状況等
	実施体制	本業務に適合した 実施体制	担当者の人数、配置及び構成等
企画提案	提案事項の 取り組み方針	本業務の理解度	本業務の目的及び内容の理解度が高 く、提案書は簡潔に記載されているか
	業務の実施手続	業務フロー又は工程 表の妥当性	業務フロー又は工程表の的確性、妥当 性、創意工夫がなされているか
	提案内容の 的確性	提案内容は業務要求 水準を満たしている か	業務の目的及び内容の理解度
		検討項目の内容は具 体的で量も妥当か	主要検討事項の把握度及び具体性
		独創的かつ実現性が あるか	仕様書に対しての独創性及び実現性
		実施手法は的確であ るか	業務手法の妥当性
		他システム連携	他システム連携の機能は十分か
		共同運用	他自治体等との共同での運用が実現し やすいか
	プレゼンテーシ ョン能力	資料の正確性 説明者の説明能力	資料の正確性 提案内容の明確な説明及び質疑に対す る的確な回答
システム 導入実績表	システム導入実 績	知識及び経験	九州管内での導入及び運用実績
見積書	見積額	導入業務委託料	事業規模（提案限度額）を超えていな いか
		運用業務委託料	

(受託候補者)

第4条 提案者の提案内容により、評価基準に基づき独立して提案者の提案の優劣を判定し、評価委員会において、委員の判定に基づく採点の合計点により基準点以上を満たす者の中から一位の者を決定する。

ただし、最高点の者が複数いる場合は、評価基準の「企画提案」、「業務実施体制」の順で各項目の評価点の小計が高い者を受託候補者として選定する。なお、評価点が高点で提案金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の最高点の者を受託候補者として選定する。

(その他)

第5条 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において60点以上の場合は当該参加者を受託候補者とする。また、60点に満たない場合、又は提案者の参加が無い場合は再度検討する。